



三重県公報

令和2年2月25日 (火)

第 83 号

毎週火・金曜日発行

目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
規 則			
4	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則	(私 学 課)	3
5	三重県特定公共賃貸住宅条例施行規則及び三重県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則	(住 宅 政 策 課)	4
6	三重県証紙条例施行規則の一部を改正する規則	(出 納 局)	12
病院事業庁管理規程			
3	三重県病院事業条例施行規程の一部を改正する管理規程	(病 院 事 業 庁)	12
告 示			
87	生活保護法の規定による医療扶助のための医療を担当させる機関の指定	(地 域 福 祉 課)	13
88	生活保護法の規定による指定医療機関からの名称等の変更の届出	(同)	14
89	生活保護法の規定による指定医療機関からの当該事業の廃止の届出	(同)	14
90	生活保護法の規定による指定医療機関からの指定の辞退	(同)	14
91	生活保護法の規定による医療扶助のための施術を担当する施術者の指定	(同)	14
92	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による医療扶助のための医療を担当させる機関の指定	(同)	14
93	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による指定医療機関からの名称等の変更の届出	(同)	15
94	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による指定医療機関からの当該事業の廃止の届出	(同)	15
95	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による指定医療機関からの指定の辞退	(同)	15
96	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による医療扶助のための施術を担当する施術者の指定	(同)	15
97	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による育成医療又は更生医療に係る指定自立支援医療機関の指定	(障 が い 福 祉 課)	16
98	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による育成医療又は更生医療に係る指定自立支援医療機関からの変更の届出	(同)	16
99	農林水産部関係補助金等交付要綱の一部を改正する告示	(農 林 水 産 総 務 課)	16
100	保安林の指定をする予定である旨の通知	(治 山 林 道 課)	18
101	同伴	(同)	19
102	特定第2号漁業者の同意が要件に適合している旨	(漁 業 環 境 課)	19
103	大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗の変更の届出	(中 小 企 業 ・ サ ー ビ ス 産 業 振 興 課)	19
104	急傾斜地崩壊危険区域の指定及びその関係図面の縦覧	(防 災 砂 防 課)	20
105	土砂災害警戒区域の指定	(同)	21
106	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定	(同)	21

公 告

公共測量を実施する旨の通知	(公 共 用 地 課) 23
建築基準法の規定による道路の位置指定及びその関係図書の縦覧 開発行為に関する工事の完了	(建 築 開 発 課) 24 (同) 24
特 定 調 達 公 告	
一般競争入札を行う旨	(情 報 シ ス テ ム 課) 24
同伴	(同) 30

規 則

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報情報の提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和二年二月二十五日

三重県知事 鈴木英敬

三重県規則第四号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報情報の提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報情報の提供に関する条例施行規則（平成二十八年三重県規則第二十一号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表第一（第二条関係）		別表第一（第二条関係）	
区分	事務	区分	事務
一 条例別表第一の一の項の規則で定める事務	(略)	条例別表第一の一の項の規則で定める事務	(略)
二 条例別表第一の二の項の規則で定める事務	<p>一 高等学校等（高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成二十二年法律第十八号。以下この項において「就学支援金法」という。）第二条に規定する高等学校等をいう。以下この項及び次項において同じ。）を退学し、再び私立の高等学校等で学び直す生徒又は学生に対する就学支援金（就学支援金法第三条第一項に規定する就学支援金をいう。）に相当する額の支援金に係る受給資格の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務</p> <p>一 前号の申請を行う者の保護者等（就学支援金法第三条第二項第三号に規定する保護者等をいう。次項において同じ。）の取入状況に係る届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する</p>		

事務	三 条例別表第一の三 の項の規則で定める 私立の高等学校等（特別 支援学校の高等部を除く。） に在籍する生徒又は学生の 保護者等に対する授業料以 外の教育に必要な経費の負 担軽減を図るための給付金 に係る支給の申請の受理、 その申請に係る事実につい ての審査又はその申請に対 する応答に関する事務
----	---

附 則

この規則は、令和二年三月一日から施行する。

三重県特定公共賃貸住宅条例施行規則及び三重県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布しま
す。

令和二年二月二十五日

三重県知事 鈴木 英 敬

三重県規則第五号

三重県特定公共賃貸住宅条例施行規則及び三重県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

(三重県特定公共賃貸住宅条例施行規則の一部改正)

第一条 三重県特定公共賃貸住宅条例施行規則(平成八年三重県規則第四十七号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
第八条 (略) (極度額)	第八条 (略)
第九条 条例第十二条第二項の規則で定める額は、 入居時における近傍同種の住宅の家賃の額の十八 月分に相当する額とする。 (連帯保証人の変更)	(連帯保証人の変更)
第九条の二 入居者が、条例第十二条第三項の規定 により連帯保証人を変更するときは、特定公共賃 貸住宅入居者連帯保証人変更届出書(第三号様式) を提出しなければならない。	第九条 入居者が、条例第十二条第二項の規定によ り連帯保証人を変更するときは、特定公共賃貸住 宅入居者連帯保証人変更承認申請書(第三号様式) を提出しなければならない。
2 (略)	2 (略)

第二号様式を次のように改める。

第 2 号様式 (第 8 条関係)

誓 約 書

年 月 日

三重県知事 宛て

私(入居者)は、本誓約書に示されている特定公共賃貸住宅に入居し、使用するに当たっては、三重県特定公共賃貸住宅条例及び三重県特定公共賃貸住宅条例施行規則並びにこれらに基づく指示及び入居条件を堅く守ります。

私又は同居者が暴力団員であることが判明したときは、速やかに特定公共賃貸住宅を明け渡します。

家賃	月額	円	敷金(家賃の3か月分)	円
----	----	---	-------------	---

建物表示	所在地	
	住宅名	特定公共賃貸住宅 棟 号

入居者	(ふりがな)氏名	実印	生年月日	年 月 日
	現住所	電話番号 ()		
	勤務先	電話番号 ()		

連帯保証人は、入居者が負担する家賃、修繕費、損害賠償金、入居者の費用負担義務額その他一切の債務を本誓約書に示されている極度額を限度に連帯して保証します。

各連帯保証人の極度額	入居時における近傍同種の住宅の家賃の額(円)×18(月)
------------	-------------------------------

連帯保証人	(ふりがな)氏名	実印	生年月日	(年 月 日)	実印	(年 月 日)
	現住所	電話番号		()	()	
	入居者との関係					
	勤務先	所在地名称	電話番号	()	()	

添付書類	1 入居者本人の印鑑証明書 2 連帯保証人の印鑑証明書 3 連帯保証人の住民票の写し(本籍の記載のあるもの) 4 連帯保証人の所得金額を証明する書類等 ・所得証明書 ・源泉徴収票(写し) ・その他 () 5 その他 ()
------	---

- 注 1 連帯保証人は、独立の生計を営み、かつ、確実な保証能力を有する者で、三重県内に住所若しくは勤務場所を有するか又は入居者の親族とする。
- 2 入居者及び連帯保証人の欄は、各々が自署し、登録された印鑑(添付の印鑑証明書に印影が証明された印鑑)により押印すること。

第三号様式を次のように改める。

第 3 号様式 (第 9 条の 2 関係)

特定公共賃貸住宅入居者連帯保証人変更届出書

年 月 日

三重県知事 宛て

特定公共賃貸住宅 棟 号

入居者 ④

電話番号

連帯保証人に変更が生じたので、三重県特定公共賃貸住宅条例第 12 条第 3 項の規定により届け出ます。

なお、連帯保証人は、入居者が負担する家賃、修繕費、損害賠償金、入居者の費用負担義務額その他一切の債務を本届出書に示されている極度額を限度に連帯して保証します。

各連帯保証人の極度額	入居時における近傍同種の住宅の家賃の額(円) ×18 (月)
------------	---------------------------------

変更の理由		
旧連帯保証人	氏名	
	現住所	
新連帯保証人	(ふりがな) 氏名 生年月日	(年 月 日) ④
	現住所 電話番号	()
	入居者との関係	
	勤務先 所在地 名称 電話番号	()
添付書類		1 新連帯保証人の印鑑証明書 2 新連帯保証人の住民票の写し(本籍の記載のあるもの) 3 新連帯保証人の所得金額を証明する書類等 ・所得証明書 ・源泉徴収票(写し) ・その他() 4 その他()

注1 連帯保証人は、独立の生計を営み、かつ、確実な保証能力を有する者で、三重県内に住所若しくは勤務場所を有するか又は入居者の親族とする。

2 連帯保証人の欄は、新たに連帯保証人となる方が自署し、登録された印鑑(添付の印鑑証明書に印影が証明された印鑑)により押印すること。

(三重県営住宅条例施行規則の一部改正)

第二条 三重県営住宅条例施行規則(平成九年三重県規則第百二十六号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前																																															
<p>第五条 (略)</p> <p>(極度額)</p> <p>第六条 条例第十一条第二項の規則で定める額は、 入居時における近傍同種の住宅の家賃の額の十八 月分に相当する額とする。</p> <p>(連帯保証人の変更)</p> <p>第六条の二 入居者は、条例第十一条第三項の規定 により連帯保証人を変更するときは、県営住宅入 居者連帯保証人変更届出書(第三号様式)を知事に 提出しなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 入居者は、条例第十一条第四項の規定により連 帯保証人の住所又は氏名の変更の届出をするとき は、県営住宅入居者連帯保証人住所等変更届出書 (第三号様式の二)を知事に提出しなければなら ない。</p> <p>4 (略)</p> <p>別表(第二条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>名称</th> <th>位置</th> <th>構造</th> <th>建設年度</th> <th>戸数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>六六</td> <td>(削除)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	名称	位置	構造	建設年度	戸数	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	六六	(削除)					(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	<p>第五条 (略)</p> <p>(連帯保証人の変更)</p> <p>第六条 入居者は、条例第十一条第二項の規定によ り連帯保証人を変更するときは、県営住宅入居者 連帯保証人変更届出書(第三号様式)を知事に提 出しなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 入居者は、条例第十一条第三項の規定により連 帯保証人の住所又は氏名の変更の届出をするとき は、県営住宅入居者連帯保証人住所等変更届出書 (第三号様式の二)を知事に提出しなければなら ない。</p> <p>4 (略)</p> <p>別表(第二条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>名称</th> <th>位置</th> <th>構造</th> <th>建設年度</th> <th>戸数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>六六</td> <td>有馬団地</td> <td>熊野市</td> <td>簡易耐火 一階</td> <td>昭和三一</td> <td>八</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	名称	位置	構造	建設年度	戸数	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	六六	有馬団地	熊野市	簡易耐火 一階	昭和三一	八	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
区分	名称	位置	構造	建設年度	戸数																																												
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																												
六六	(削除)																																																
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																												
区分	名称	位置	構造	建設年度	戸数																																												
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																												
六六	有馬団地	熊野市	簡易耐火 一階	昭和三一	八																																												
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																												

第二号様式を次のように改める。

第 2 号様式 (第 5 条関係)

県 営 住 宅 入 居 誓 約 書

年 月 日

三重県知事 宛て

私 (入居者) は、本誓約書に示されている県営住宅に入居し、使用するに当たっては、公営住宅法、三重県営住宅条例及び三重県営住宅条例施行規則並びにこれらに基づく指示及び入居条件を堅く守ります。

また、入居までに配付される案内「県営住宅 入居者のしおり」を堅く守ります。

なお、私又は同居者が暴力団員であることが判明したときは、速やかに県営住宅を明け渡します。

家賃	月額	円	敷金 (家賃の 3 か月分)	円
----	----	---	----------------	---

建物表示	所在地	
	住宅名	県営住宅 団地 棟 号室

入居者	(ふりがな) 氏名	実印	生年月日	年 月 日
	現住所	電話番号 ()		
	勤務先	電話番号 ()		

連帯保証人は、入居者が負担する家賃、修繕費、損害賠償金、入居者の費用負担義務額その他一切の債務を本誓約書に示されている極度額を限度に連帯して保証します。

各連帯保証人の極度額	入居時における近傍同種の住宅の家賃の額(円) × 18 (月)
------------	----------------------------------

連帯保証人	(ふりがな) 氏名	実印	生年月日	(年 月 日) 実印
	現住所	電話番号	()	()
	入居者との関係			
	勤務先	所在地称	電話番号	() ()

添付書類	1 入居者本人の印鑑証明書 2 連帯保証人の印鑑証明書 3 連帯保証人の住民票の写し (本籍の記載のあるもの) 4 連帯保証人の所得金額を証明する書類等 ・所得証明書 ・源泉徴収票 (写し) ・その他 () 5 その他 ()
------	---

- 注 1 連帯保証人は、独立の生計を営み、かつ、確実な保証能力を有する者で、三重県内に住所若しくは勤務場所を有するか又は入居者の親族とする。
- 2 入居者及び連帯保証人の欄は、各々が自署し、登録された印鑑 (添付の印鑑証明書に印影が証明された印鑑) により押印すること。

第三号様式を次のように改める。

第 3 号様式 (第 6 条の 2 関係)

県営住宅入居者連帯保証人変更届出書

年 月 日

三重県知事 宛て

県営住宅 団地 棟 号室
 入居者 ㊟
 電話番号

連帯保証人に変更が生じたので、三重県営住宅条例第 11 条第 3 項の規定により届け出ます。
 なお、連帯保証人は、入居者が負担する家賃、修繕費、損害賠償金、入居者の費用負担義務額
 その他一切の債務を本届出書に示されている極度額を限度に連帯して保証します。

各連帯保証人の 極度額	入居時における近傍同種の住宅の家賃の額(円) ×18 (月)
----------------	---------------------------------

変更の理由		
旧連帯保証人	氏名	
	現住所	
新連帯保証人	(ふりがな) 氏名 生年月日	(年 月 日) ㊟
	現住所 電話番号	()
	入居者との関係	
	勤務先 所在地 名称 電話番号	()
添付書類		1 新連帯保証人の印鑑証明書 2 新連帯保証人の住民票の写し (本籍の記載のあるもの) 3 新連帯保証人の所得金額を証明する書類等 ・所得証明書 ・源泉徴収票 (写し) ・その他 () 4 その他 ()

注 1 連帯保証人は、独立の生計を営み、かつ、確実な保証能力を有する者で、三重県内に住所若しくは勤務場所を有するか又は入居者の親族とする。

2 連帯保証人の欄は、新たに連帯保証人となる方が自署し、登録された印鑑 (添付の印鑑証明書に印影が証明された印鑑) により押印すること。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第3号様式の2（第6条の2関係）</p> <p>県営住宅入居者連帯保証人住所等変更届出書 (略)</p> <p>連帯保証人の住所が次のとおり変更になりました 氏名</p> <p>たので、三重県営住宅条例第11条第4項の規定により届け出ます。</p> <p>(略)</p>	<p>第3号様式の2（第6条関係）</p> <p>県営住宅入居者連帯保証人住所等変更届出書 (略)</p> <p>連帯保証人の住所が次のとおり変更になりました 氏名</p> <p>たので、三重県営住宅条例第11条第3項の規定により届け出ます。</p> <p>(略)</p>

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和二年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行前に第一条の規定による改正前の三重県特定公共賃貸住宅条例施行規則及び第二条の規定による改正前の三重県営住宅条例施行規則（次項において「旧規則」と総称する。）に規定する様式により作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

3 この規則の施行の際現に旧規則に規定する様式により提出されている申請書その他の書類は、第一条の規定による改正後の三重県特定公共賃貸住宅条例施行規則及び第二条の規定による改正後の三重県営住宅条例施行規則（次項において「新規則」と総称する。）に規定する様式により提出された申請書その他の書類とみなす。

(準備行為)

4 新規則に規定する特定公共賃貸住宅及び県営住宅への入居に係る必要な手続その他の行為は、この規則の施行の日前においても行うことができる。

三重県証紙条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和二年二月二十五日

三重県規則第六号

三重県知事 鈴木 英 敬

三重県証紙条例施行規則の一部を改正する規則

三重県証紙条例施行規則（昭和四十四年三重県規則第八号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>別表第一（第一条関係）</p> <p>一～十三（略）</p> <p>十四 <u>三重県卸売市場条例（令和元年三重県条例第十四号）第三条に規定する手数料</u></p> <p>十五～二十五（略）</p> <p>二十六 <u>三重県土砂等の埋立て等の規制に関する条例（令和元年三重県条例第二十六号）第三十七條に規定する手数料</u></p>	<p>別表第一（第一条関係）</p> <p>一～十三（略）</p> <p>十四 <u>三重県卸売市場条例（平成十二年三重県条例第二十号）第三十四條に規定する手数料</u></p> <p>十五～二十五（略）</p>

附 則

この規則中別表第一第十四の項の改正規定は公布の日から、同表に第二十六の項を加える改正規定は令和二年四月一日から施行する。

病院事業庁管理規程

三重県病院事業条例施行規程の一部を改正する管理規程をここに公布します。

令和1年11月15日

三重県病院事業庁長 加藤 和 浩

三重県病院事業庁管理規程第三号

三重県病院事業条例施行規程の一部を改正する管理規程

三重県病院事業条例施行規程(平成十一年三重県病院事業庁管理規程第十二号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後					改正前				
別表第1(第6条関係)					別表第1(第6条関係)				
区分	単位	金額			区分	単位	金額		
(略)	(略)	(略)			(略)	(略)	(略)		
12 医療相談料 こころのケア相談(相談時間は30分以内とし、三重県立こころの医療センターに限る。)	1件につき	3,160			12 医療相談料 こころのケア相談(相談時間は30分以内とし、三重県立こころの医療センターに限る。)	1件につき	3,100		
(略)	(略)	(略)			(略)	(略)	(略)		
15 薬剤容器料 (略)	(略)	(略)			15 薬剤容器料 (略)	(略)	(略)		
16 (略)	(略)	(略)			16 製水器使用料	1回につき	50		
					17 電気機器使用料	1日につき	80		
					18 (略)	(略)	(略)		
備考 (略)					備考 (略)				
別表第2(第6条関係)					別表第2(第6条関係)				
区分	消費税法の適用区分	病院名等	単位	金額(円)	区分	消費税法の適用区分	病院名等	単位	金額(円)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
2 入院期間が180日を超える入院	イ 消費税法別表第1第8号に係る場合	(イ) 三重県立一志病院(一般病棟)	1日につき	2,160	2 入院期間が180日を超える入院	イ 消費税法別表第1第8号に係る場合	(イ) 三重県立一志病院(一般病棟)	1日につき	1,990
		(ロ) (略)	(略)	(略)			(ロ) (略)	(略)	(略)
		(ハ) 三重県立志摩病院	1日につき	2,160			(ハ) 三重県立志摩病院	1日につき	1,990
ロ その他の場合	イ 消費税法別表第1第8号に係る場合	(イ) 三重県立一志病院(一般病棟)	1日につき	2,370	ロ その他の場合	イ 消費税法別表第1第8号に係る場合	(イ) 三重県立一志病院(一般病棟)	1回につき	2,190
		(ロ) 三重県立一志病院(療養病棟)	1日につき	2,030			(ロ) 三重県立一志病院(療養病棟)	1回につき	2,020
		(ハ) 三重県立志摩病院	1日につき	2,370			(ハ) 三重県立志摩病院	1回につき	2,190

附 則

この管理規程は、令和1年四月1日から施行する。

告 示

三重県告示第87号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により、次のとおり医療扶助のための医療を担当させる

機関を指定しました。

令和2年2月25日

三重県知事 鈴木英敬

指定医療機関の名称	所在地	指定年月日
高芝眼科クリニック	四日市市諏訪栄町6番3号 愛汗ビル4階	令和2年2月1日
いのうえ整形外科	四日市市高角町西出口1566	令和2年1月1日
ナカハマデンタル	津市久居野村町445-3 チェリーハイツ105	令和2年2月1日
けいと薬局	鈴鹿市神戸1丁目8-7	令和2年1月1日

三重県告示第88号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関から名称等の変更の届出がありました。

令和2年2月25日

三重県知事 鈴木英敬

指定医療機関の名称	所在地	変更後の名称等	変更年月日
ナースカンパニー	四日市市楠町小倉405-1 ユーレジデンス'91 1-E	四日市市楠町北五味塚2350 2階	平成30年11月1日

三重県告示第89号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関から当該事業の廃止の届出がありました。

令和2年2月25日

三重県知事 鈴木英敬

指定医療機関の名称	所在地	廃止年月日
うすい整形外科	四日市市浜田町1-12	令和元年12月31日
いのうえ整形外科	四日市市高角町西出口1566	令和元年12月31日
医療法人 高芝眼科	四日市市諏訪栄町6-3	令和元年12月21日
エンゼル薬局 神戸店	鈴鹿市神戸1丁目8-7	令和元年12月31日

三重県告示第90号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第51条第1項の規定により、次の指定医療機関から指定の辞退がありました。

令和2年2月25日

三重県知事 鈴木英敬

指定医療機関の名称	所在地	辞退年月日
金児内科	松阪市垣鼻町字上徳和1465-6	令和2年3月31日

三重県告示第91号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条の規定により、医療扶助のための施術を担当する施術者を指定しました。

令和2年2月25日

三重県知事 鈴木英敬

施術者の氏名	施術所の名称	所在地	指定年月日
宮崎 智矢	みやざき接骨院	亀山市高塚町10-10	令和2年1月16日

三重県告示第92号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項において準用する生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の

規定により、次のとおり医療扶助のための医療を担当させる機関を指定しました。

令和2年2月25日

三重県知事 鈴木英敬

指定医療機関の名称	所在地	指定年月日
高芝眼科クリニック	四日市市諏訪栄町6番3号 愛汗ビル4階	令和2年2月1日
いのうえ整形外科	四日市市高角町西出口1566	令和2年1月1日
ナカハマデンタル	津市久居野村町445-3 チェリーハイツ105	令和2年2月1日
けいと薬局	鈴鹿市神戸1丁目8-7	令和2年1月1日

三重県告示第93号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項において準用する生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関から名称等の変更の届出がありました。

令和2年2月25日

三重県知事 鈴木英敬

指定医療機関の名称	所在地	変更後の名称等	変更年月日
ナースカンパニー	四日市市楠町小倉405-1 ユーレジデンス'91 1-E	四日市市楠町北五味塚2350 2階	平成30年11月1日

三重県告示第94号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項において準用する生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関から当該事業の廃止の届出がありました。

令和2年2月25日

三重県知事 鈴木英敬

指定医療機関の名称	所在地	廃止年月日
うすい整形外科	四日市市浜田町1-12	令和元年12月31日
いのうえ整形外科	四日市市高角町西出口1566	令和元年12月31日
医療法人 高芝眼科	四日市市諏訪栄町6-3	令和元年12月21日
エンゼル薬局 神戸店	鈴鹿市神戸1丁目8-7	令和元年12月31日

三重県告示第95号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項において準用する生活保護法（昭和25年法律第144号）第51条第1項の規定により、次の指定医療機関から指定の辞退がありました。

令和2年2月25日

三重県知事 鈴木英敬

指定医療機関の名称	所在地	辞退年月日
金児内科	松阪市垣鼻町字上徳和1465-6	令和2年3月31日

三重県告示第96号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項において準用する生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（同法第55条において準用する場合を含む。）の規定により、医療扶助のための施術を担当する施術者を指定しました。

令和2年2月25日

三重県知事 鈴木英敬

施術者の氏名	施術所の名称	所在地	指定年月日
--------	--------	-----	-------

宮崎 智矢	みやざき接骨院	亀山市高塚町 10-10	令和 2 年 1 月 16 日
-------	---------	--------------	-----------------

三重県告示第 97 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 59 条第 1 項の規定により、次のとおり育成医療又は更生医療に係る指定自立支援医療機関を指定しました。

令和 2 年 2 月 25 日

三重県知事 鈴木 英 敬

医療機関の種別	医療機関の名称	所在地	標ぼうしている診療科目	担当しようとする医療の種類	指 定年月日
病院	桑名市総合医療センター	桑名市寿町三丁目 11 番地	心臓血管外科	心臓脈管外科	令和 2 年 2 月 1 日
薬局	けいと薬局	鈴鹿市神戸 1 丁目 8-7		薬局	令和 2 年 1 月 1 日
薬局	エール調剤薬局鈴鹿店	鈴鹿市野村町 169-3		薬局	令和 2 年 2 月 1 日

三重県告示第 98 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 64 条の規定により、次のとおり育成医療又は更生医療に係る指定自立支援医療機関から名称及び所在地の変更の届出がありました。

令和 2 年 2 月 25 日

三重県知事 鈴木 英 敬

医療機関の種別	医療機関の名称	医療機関の名称及び所在地		標ぼうしている診療科目	担当しようとする医療の種類	変 更年月日
		変更前	変更後			
薬局	アイン薬局名張希央台店	なかよし調剤薬局希央台店	アイン薬局名張希央台店		薬局	令和 2 年 1 月 1 日

三重県告示第 99 号

農林水産部関係補助金等交付要綱の一部を改正する告示を次のように定めます。

令和 2 年 2 月 25 日

三重県知事 鈴木 英 敬

農林水産部関係補助金等交付要綱の一部を改正する告示

農林水産部関係補助金等交付要綱（平成 24 年三重県告示第 249 号）の一部を次のように改正する。

別表 1(6)の表第 6 号の項（B）の欄から（D）の欄までを次のように改める。

農場出入口等の消毒を徹底すること、感染源となる野生動物の捕獲を促進すること等により家畜伝染病の感染拡大を防止する。	家畜伝染病の感染拡大を防止するため、消毒薬、動力噴霧器等の整備、野生動物の捕獲促進のための報償金やわなの購入等を補助するために要する経費	事業費の 10/10 又は 1/2 以内
---	--	----------------------

別表 1(6)の表に次のように加える。

9	A S F 侵入防止緊急支援事業費補助金	養豚農場での野生動物の侵入に対する防護柵及び可動柵の整備を行うことにより、有効なワクチンがない A S F に対するバイオセキュリティの向上及び畜産物の安定供給を図る。	養豚経営体による地域侵入防止計画に基づく野生動物の侵入に対する防護柵又は可動柵の整備を補助するために要する経費	事業費の 1/2 以内 可動柵は設置長（本事業により多重の防護柵又は可動柵を設置する場合の設置長は、本事業により整備した最も外側に位置する防護柵又は可動柵の設置長とする。以下	一般社団法人三重県畜産協会
---	----------------------	--	---	--	---------------

				この号において同じ。)1メートル当たり2万円、防護柵については設置長1メートル当たり5千円を上限とする。	
10	C S F 衛生管理再生緊急支援事業費補助金	国から指定された対象地域に所在し、家畜伝染病予防法第16条の規定に基づきC S Fの疑似患畜としてと殺された養豚を所有していた経営体が経営を再開するに当たり、効率的かつ確実な施設改変等の施設整備等を行うことにより、更なるバイオセキュリティの向上を図る。	C S Fが発生した養豚経営体が衛生強化計画に基づいて行う、施設整備、機械及び器具の導入等を補助するために要する経費	事業費の1/2以内	一般社団法人三重県畜産協会

別表1(11)の表中第8号の項を削り、第9号の項を第8号の項とし、第10号の項を第9号の項とし、同表第11号の項(C)の欄から(E)の欄までを次のように改め、同項を同表第10号の項とする。

間伐材生産・路網整備		市町、選定経営体等
1 間伐材生産	定額	
(1) 間伐材の生産(不用木の除去(侵入竹を含む)、不良木の淘汰(育成しようとする樹木の一部を伐採することにより本数密度の調整、残存木の生長促進等を図ることをいう。)、支障木やあばれ木等の伐倒、搬出集積、その他附帯施設整備(林内作業場、土場等)の実施		
(2) 関連条件整備活動(対象森林の調査及び森林所有者の同意取付け等)		
2 路網整備	定額	
(1) 林業専用道(規格相当)整備		
ア 林業専用道(規格相当)整備		
イ 関連条件整備活動(対象森林の調査及び森林所有者の同意取付け等)		
(2) 森林作業道整備		
ア 森林作業道整備		
イ 関連条件整備活動(対象森林の調査及び森林所有者の同意取付け等)		
3 高性能林業機械等の整備	定額(1/2以内)	
4 人工造林	定額	
(1) 低コストな人工造林の実施		
(2) 関連条件整備活動(対象森林の調査及び森林所有者の同意取付け、鳥獣害防止施設等整備等)		

別表1(11)の表中第11号の項を第10号の項とし、第12号の項を第11号の項とし、第13号の項を第12号の項とする。

別表1(14)の表に次のように加える。

5	農林漁業セーフティネット資金利子助成補助金	漁業者が経営の維持・安定を図るために必要な資金を借り入れる場合の利子負担の軽減を図る。	農林漁業セーフティネット資金の利子に相当する額の経費	別に定める。	別に定める県内漁業者
---	-----------------------	---	----------------------------	--------	------------

6	漁業近代化資金等保証料補助金	漁業近代化資金等を借り入れる漁業者の債務に付される信用保証について、保証料負担の軽減を図る。	漁業信用基金協会が漁業者に対して保証料を減免した場合、その減免に要した経費	別に定める。	全国漁業信用基金協会
---	----------------	--	---------------------------------------	--------	------------

別表 2 を次のように改める。

別表 2 (第 2 条関係)

区分	(A) 補助金等の名称	(B) 規則第 20 条第 1 項ただし書の規定により財産処分の制限をする期間	(C) 規則第 20 条第 1 項第 2 号の規定により財産処分の制限をする機械及び重要な器具
1	造林事業費補助金	減価償却資産の耐用年数等に関する省令に定める耐用年数に相当する期間	1 件の取得価格又は効用の増加価格が 50 万円以上の機械及び器具
2	県単森林環境創造事業費補助金		
3	林業・木材産業構造改革事業費補助金		
4	市町村森林所有者情報活用推進事業費補助金		
5	環境林整備事業費補助金		
6	農林水産業共同利用施設災害復旧事業費補助金		
7	林道事業費補助金		
8	林道施設災害関連事業費補助金		
9	災害関連山村環境施設復旧事業費補助金		
10	林道施設災害復旧事業査定設計委託費補助金		
11	林地崩壊防止事業費補助金		
12	県単林道事業費補助金		
13	林業用施設災害復旧事業費補助金		
14	里地里山保全活動支援事業費補助金		
15	自然に親しむ施設整備事業費補助金		
16	自立的林業経営活動推進事業費補助金		
17	A S F 侵入防止緊急支援事業費補助金		
18	C S F 衛生管理再生緊急支援事業費補助金		

附 則

この告示は、公表の日から施行し、改正後の農林水産部関係補助金等交付要綱の規定は、令和元年度分の補助金等から適用する。

三重県告示第 100 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 29 条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定をする予定である旨通知がありましたので、同法第 30 条の規定により告示します。

令和 2 年 2 月 25 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 保安林予定森林の所在場所
熊野市飛鳥町大又字横山 1283、1291
- 2 保安林指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字横山 1283（次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その図面及び関係書類を三重県農林水産部治山林道課及び熊野市役所に備え置いて縦覧に供します。）

三重県告示第 101 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 29 条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定をする予定である旨通知がありましたので、同法第 30 条の規定により告示します。

令和 2 年 2 月 25 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 保安林予定森林の所在場所
熊野市飛鳥町大又字北ノ谷 1324 の 3
- 2 保安林指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次のとおり」は省略し、その関係書類を三重県農林水産部治山林道課及び熊野市役所に備え置いて縦覧に供します。）

三重県告示第 102 号

次の区域及び区分に係る漁業災害補償法（昭和 39 年法律第 158 号）第 108 条第 2 項の規定による特定第 2 号漁業者の同意は、同項に規定する要件に適合しているものと認めます。

令和 2 年 2 月 25 日

三重県知事 鈴木 英 敬

区 域	区 分
浜島区域 (三重外湾漁業協同組合のうち浜島の地区)	小型かつお・まぐろ漁業（総トン数 10 トン以上 20 トン未満の漁船によるものをいう。）

三重県告示第 103 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号。以下「法」という。）附則第 5 条第 1 項の規定により下記の大規模小売店舗を設置する者から変更の届出がなされたので、同条第 4 項の規定により法第 6 条第 2 項の規定による届出とみなし同条第 3 項において準用する法第 5 条第 3 項の規定により次のとおり公告します。

法第 8 条第 2 項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、「1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 2 意見の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地 3 その周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項 4 意見の内容（日本語により、意見の理由を含めて記載する。）」を記載した意見書をこの公告の日から 4 月以内に三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課に到着するように提出してください。

なお、提出された意見は、法第 8 条第 3 項の規定により公告し、縦覧します。

令和 2 年 2 月 25 日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

コメリホームセンター四日市店

四日市市日永西二丁目 3822 番 1 ほか

2 変更しようとする事項

大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前)

小売業者	開店時刻	閉店時刻
株式会社コメリ	午前 9 時 00 分	午後 8 時 00 分

(変更後)

小売業者	開店時刻	閉店時刻
株式会社コメリ	午前 6 時 30 分	午後 9 時 30 分

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前)

駐車場	駐車可能時間帯
駐車場 1	午前 8 時 30 分から午後 8 時 30 分まで
駐車場 2	

(変更後)

駐車場	駐車可能時間帯
駐車場 1	午前 6 時 00 分から午後 10 時 00 分まで
駐車場 2	

3 変更する年月日

令和 2 年 2 月 12 日

4 届出の日

令和 2 年 2 月 10 日

5 届出等の縦覧場所

三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課

6 届出等の縦覧の期間及び時間

令和 2 年 2 月 25 日から同年 6 月 25 日まで

開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

三重県告示第 104 号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和 44 年法律第 57 号）第 3 条第 1 項の規定により、次の土地を急傾斜地崩壊危険区域に指定します。

なお、関係図面は、三重県県土整備部防災砂防課、三重県四日市建設事務所及び四日市市役所に備え置いて、告示の日から 30 日間縦覧に供します。

令和 2 年 2 月 25 日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 急傾斜地崩壊危険区域の名称

川島別所谷地区急傾斜地崩壊危険区域

2 区域の所在地

四日市市川島町

3 区域の土地の表示

四日市市川島町字筒戸 4361 番 1 の一部、4361 番 2 の一部、4362 番の一部、4363 番 1 の一部、4363 番 2 の一部、4363 番 3 の一部、4365 番の一部、4370 番の一部、4371 番の一部及び 4372 番の一部の土地

三重県告示第 105 号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）第 7 条第 1 項の規定により、次の土地の区域を土砂災害警戒区域に指定します。

令和 2 年 2 月 25 日

三重県知事 鈴木 英 敬

区域の名称	区域の所在	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
日の出	度会郡大紀町錦 (詳細は次の図のとおり)	土石流
叶越	度会郡大紀町錦 (詳細は次の図のとおり)	土石流
伯父ヶ谷	度会郡大紀町錦 (詳細は次の図のとおり)	土石流
車町谷川-1	度会郡大紀町錦 (詳細は次の図のとおり)	土石流
車町谷川-2	度会郡大紀町錦 (詳細は次の図のとおり)	土石流
フコマ越	度会郡大紀町錦 (詳細は次の図のとおり)	土石流
福羅 4-2	度会郡大紀町錦 (詳細は次の図のとおり)	土石流
福羅 5	度会郡大紀町錦 (詳細は次の図のとおり)	土石流

(「次の図」は省略し、その図面を県土整備部防災砂防課、伊勢建設事務所及び大紀町役場に備え置いて縦覧に供します。)

三重県告示第 106 号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）第 7 条第 1 項及び第 9 条第 1 項の規定により、次の土地の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定します。

令和 2 年 2 月 25 日

三重県知事 鈴木 英 敬

区域の名称	区域の所在	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成 13 年政令第 84 号) 第 4 条に規定する衝撃に関する事項
河内	度会郡大紀町錦 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
高岡 3	度会郡大紀町錦 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
井戸ノ谷	度会郡大紀町錦 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
浅ヶ谷川-1	度会郡大紀町錦 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
浅ヶ谷川-2	度会郡大紀町錦 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
浅ヶ谷川-3	度会郡大紀町錦 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
浅ヶ谷川-4	度会郡大紀町錦 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり

浅ヶ谷 3	度会郡大紀町錦 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
浅ヶ谷 4	度会郡大紀町錦 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
寺山	度会郡大紀町錦 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
谷山 1	度会郡大紀町錦 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
谷山 2	度会郡大紀町錦 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
福羅 3	度会郡大紀町錦 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
福羅 4-1	度会郡大紀町錦 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
錦 9	度会郡大紀町錦 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
あけぼの 3	度会郡大紀町錦 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
高岡 1	度会郡大紀町錦 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
高岡 2	度会郡大紀町錦 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
太田	度会郡大紀町錦 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
浅ヶ谷 1	度会郡大紀町錦 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
浅ヶ谷 2	度会郡大紀町錦 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
錦 1	度会郡大紀町錦 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
福羅 1	度会郡大紀町錦 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
福羅 2	度会郡大紀町錦 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
名古 1	度会郡大紀町錦 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
あけぼの 1	度会郡大紀町錦 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
栄町 1	度会郡大紀町錦 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
日の出町 1	度会郡大紀町錦 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
あけぼの町 1	度会郡大紀町錦 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
栄町 2	度会郡大紀町錦 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
あけぼの町 2	度会郡大紀町錦 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
東伸町 1	度会郡大紀町錦 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
錦 2	度会郡大紀町錦 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
あけぼの町 3	度会郡大紀町錦 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

新生町 1	度会郡大紀町錦 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
あけぼの町 4	度会郡大紀町錦 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
日の出町 2	度会郡大紀町錦 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
錦 3	度会郡大紀町錦 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
栄町 3	度会郡大紀町錦 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
栄町 4	度会郡大紀町錦 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
錦 4	度会郡大紀町錦 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
錦 5	度会郡大紀町錦 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
栄町 5	度会郡大紀町錦 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
錦 6	度会郡大紀町錦 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
錦 7	度会郡大紀町錦 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
あけぼの 2	度会郡大紀町錦 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
日の出町 3	度会郡大紀町錦 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
名古 2	度会郡大紀町錦 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
東伸町 2	度会郡大紀町錦 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
錦 8	度会郡大紀町錦 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
日の出町 4	度会郡大紀町錦 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
東伸町 3	度会郡大紀町錦 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
あけぼの町 5	度会郡大紀町錦 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を県土整備部防災砂防課、伊勢建設事務所及び大紀町役場に備え置いて縦覧に供します。)

公 告

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、次の公共測量を実施する旨、鈴鹿市長から通知がありました。

令和2年2月25日

三重県知事 鈴木英敬

- 1 作業種類
公共測量(3級基準点測量)
- 2 作業期間
令和2年2月14日から同年3月27日まで
- 3 作業地域

鈴鹿市弓削二丁目

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 1 項第 5 号の規定により、次のとおり道路の位置を指定しました。

なお、関係図書は、三重県伊勢建設事務所に備え置いて縦覧に供します。

令和 2 年 2 月 25 日

三重県知事 鈴木 英 敬

指 定 年 月 日	申 請 者		道路の位置	道路幅員及び延長		
	氏 名	住 所		道路 番号	幅員 (m)	延長 (m)
令和 2 年 2 月 14 日	池田建設株式会社 代表取締役 池田 幸 弘	三重県多気郡明和町金 剛坂 1356	伊勢市倭町字旭 170-7 及 び 167-4	A	6.0	33.40

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 29 条第 1 項の規定により許可しました開発行為に関する工事は、次のとおり完了しました。

令和 2 年 2 月 25 日

三重県知事 鈴木 英 敬

工事完了年月日	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	許可を受けた者の住所及び氏名
令和 2 年 2 月 5 日	松阪市五反田町 1 丁目 1296-1 ほか 2 筆	松阪市西町 283-1 創和不動産株式会社 代表取締役 世 古 政 弘
令和 2 年 2 月 5 日	松阪市久保町字毛浪田 1248-2 ほか 2 筆	松阪市久保町 1618 大川マネジメント株式会社 代表取締役 大 川 良 昭
令和 2 年 2 月 14 日	伊勢市小俣町湯田 325-1 ほか 1 筆ほか	松阪市湊町 236 株式会社富士土地 代表取締役 林 弘 高 伊勢市小俣町湯田 320 西 明 美
令和 2 年 2 月 14 日	多気郡明和町大字佐田字増田山 866-1 ほか 6 筆及び 字西増田山 939-8 ほか 6 筆	伊勢市曾祢 2 丁目 2-9 有限会社橋本建設 代表取締役 橋 本 清
令和 2 年 2 月 17 日	多気郡明和町大字池村字広垣内 2225	多気郡明和町大字有爾中 1436-3 株式会社平井組 代表取締役 平 井 裕
令和 2 年 2 月 17 日	松阪市立野町字狐谷 788-2 及び字田ノ尻 1403	松阪市立野町 801-1 株式会社スマイル 代表取締役 島 岡 一 仁

特定調達公告

次のとおり総合評価一般競争入札を行いますので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年三重県規則第 84 号）第 5 条の規定により公告します。

令和 2 年 2 月 25 日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 入札に付する事項

- (1) 委託業務名
三重県団体内統合宛名システム更新及び運用保守業務委託
- (2) 委託業務の特質等
委託業務に関し、三重県知事が調達説明書（仕様書）で指定する特質等を有することが必要です。
- (3) 委託期間

契約締結の日から令和 8 年 3 月 31 日（火）までとします。

(4) 委託業務履行場所

三重県知事が調達説明書（仕様書）で指定する場所とします。

(5) 総合評価方式による一般競争入札

本入札は、物件関係における総合評価一般競争入札試行要領に基づき、入札時に、価格及び価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式による一般競争入札です。

(6) 評価基準額

136,650,000 円（消費税及び地方消費税を含みません。）

※ 評価基準額は、予定価格ではありません。

2 入札参加者及び落札者に必要な資格

(1) 競争入札参加資格

ア 当該競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 32 条第 1 項各号に掲げる者でないこと。

(2) 落札資格

ア 三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領により資格（指名）停止を受けている期間中である者でないこと。

イ 三重県物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。

ウ 三重県税又は地方消費税を滞納している者でないこと。

3 入札に関する事項

(1) 本入札は、三重県電子調達システム（物件等）（以下「調達システム」といいます。）を利用して行いますが、書面により入札に参加することもできます。

(2) 本入札は、開札事務を調達システムで行うため、書面により入札に参加する場合であっても、調達システムの利用登録が必要です。

(3) 調達システム利用登録者が調達システムにより入札に参加した場合は、書面による入札への途中変更はできません。

(4) 調達システムの障害等やむを得ない事情が生じた場合は、書面による入札に変更することがあります。

(5) 調達システムの運用については、「三重県物件等電子調達システム運用基準」によります。

4 入札者に求められる義務

入札に参加を希望する者は、事前に調達システムの利用登録申請を行い、(1)に掲げる申請書等を令和 2 年 3 月 18 日（水）12 時まで、調達システムで入札する場合にあっては調達システムに登録し、書面による入札の場合にあっては 7(1)の場所に提出し、入札参加資格確認結果の通知を受けなければなりません。また、技術提案書等を 7(6)に掲げる日時、場所及び方法により提出してください。

落札候補者にあっては、入札実施後に(2)及び(3)の書類を令和 2 年 5 月 7 日（木）15 時まで 7(2)に示す場所に提出してください。

なお、提出した書類等について説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。

(1) 三重県物件関係競争入札参加及び落札資格に関する要綱第 4 条第 1 項に定める申請

(2) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その 3 未納税額のない証明用）」（所管税務署が過去 6 月以内に発行したものです。）の写し（提示可）

(3) 三重県内に本支店又は営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」（三重県の県税事務所が過去 6 月以内に発行したものです。）の写し（提示可）

5 技術提案書の作成について

提案書記入要領に基づき作成してください。

6 技術提案書聴取会の実施について

(1) 評価基準表に沿って技術提案書聴取会を行いますので、責任者（プロジェクトマネージャ）予定者の出席をお願いします。

(2) 詳細は 7(7)に示す日程及び方法により実施します。

7 入札手続等に関する事項

(1) 担当部局

〒514-8570 三重県津市広明町 13 番地
三重県地域連携部地域連携総務課予算経理班 担当 向谷
電話 059-224-2717 ファクシミリ 059-224-2219

(2) 契約条項を示す場所

〒514-8570 三重県津市広明町 13 番地
三重県地域連携部情報システム課システム企画班 担当 水谷
電話 059-224-2796 ファクシミリ 059-224-2418

(3) 調達システム担当部局

〒514-8570 三重県津市広明町 13 番地
三重県出納局会計支援課企画支援班 システム担当
電話 059-224-2785/2787 ファクシミリ 059-224-2784

(4) 調達説明書（仕様書）の配布方法

本公告日から令和 2 年 3 月 18 日（水）まで調達システムにより提供します。

(5) 入札参加資格確認結果の通知

令和 2 年 3 月 26 日（木）17 時までに通知します。

(6) 技術提案書等提出の日時及び方法等

ア 日時

令和 2 年 3 月 27 日（金）から同年 4 月 2 日（木）17 時 15 分まで

イ 場所

〒514-8570 三重県津市広明町 13 番地
三重県地域連携部情報システム課システム企画班

ウ 方法

提案書等の提出方法については、原則、郵送とします。郵送による場合は、一般書留郵便又は簡易書留郵便としてください。

ただし、梱包重量制限により郵送できない場合は、持参によることも認めることとしますが、その場合はあらかじめ、7(1)に掲げる担当部局に持参する日時について調整を行ってください。

また、郵送とする場合は封筒等の外側に「三重県団体内統合宛名システム更新及び運用保守業務委託提案書等在中」と記載してください。

(7) 技術提案書聴取会の実施

ア 日程は次のとおりです。

なお、提案者が多数の場合は日程を追加する場合があります。

令和 2 年 4 月 14 日（火）予定

イ 具体的な日時及び場所は後日連絡します。

ウ 技術提案書聴取会の所要時間は 30 分とし、うち説明は 15 分以内とします。

エ 出席者は、6(1)の責任者（プロジェクトマネージャ）予定者を含め 3 名以内とします。

(8) 入札書提出の日時及び場所

ア 調達システムによる入札書受付期間は、以下のとおりです。

入札参加資格確認結果の通知の日から令和 2 年 4 月 16 日（木）15 時まで

イ 書面による入札の場合は、一般書留郵便又は簡易書留郵便により、調達案件名を記載の上、三重県庁内郵便局留で郵送してください。

提出締切日時 令和 2 年 4 月 16 日（木）15 時

なお、入札書は令和 2 年 4 月 13 日（月）から同月 16 日（木）15 時までの間に到着するように郵送してください。

送付先

〒514-0006 三重県津市広明町 13 番地

宛 先 三重県庁内郵便局留め

受取人 三重県地域連携部地域連携総務課予算経理班

案件名 「三重県団体内統合宛名システム更新及び運用保守業務委託」入札書在中

(9) 開札の日時及び場所

日時 令和 2 年 4 月 20 日（月）15 時 10 分

場所 三重県津市広明町 13 番地

三重県地域連携部地域連携総務課予算経理班

(10) 入札方法等に関する事項

ア 入札書の記載

入札書の記載に当たっては、入札書に記載された金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって契約金額としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を記載するものとします。

イ 入札保証金

入札保証金は、入札価格の 100 分の 5 以上の額とします。ただし、三重県会計規則（平成 18 年三重県規則第 69 号。以下「規則」といいます。）第 67 条第 2 項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

ウ 契約保証金

契約保証金は、契約金額の 100 分の 10 以上の額とします。ただし、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者（以下これらを「更生（再生）手続中の者」といいます。）のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者（会社更生法第 199 条第 1 項の更生計画の認可又は民事再生法第 174 条第 1 項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限り、）が契約の相手方となる場合は、納付する契約保証金の額は、契約金額の 100 分の 30 以上とします。

また、規則第 75 条第 4 項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。ただし、規則第 75 条第 4 項第 1 号、第 2 号又は第 4 号に該当するものを除き、更生（再生）手続中の者については、契約保証金を免除しません。

エ 落札候補者の決定方法

落札候補者は、規則第 65 条の規定により定められた予定価格の制限の範囲内において、別記「落札候補者決定基準」に規定する合計点が最も高く、かつ、同基準に規定する要件を満たす者とします。

オ 入札の無効

本公告に示した入札参加者及び落札者に必要な資格のない者、入札者に求められる義務を履行しなかった者並びに規則第 71 条各号のいずれかに該当する者の提出した入札書は、無効とします。

8 その他

(1) 入札に関する質疑応答の実施

当該入札に質疑（入札手続、参加資格、仕様内容、契約内容等の入札又は契約に関する一切の事項）がある場合は、以下の質疑提出締切日時までに電子入札システム質疑応答機能から質疑等を行ってください。ただし、書面による入札者にとっては、当該締切日時までに 7(1)に掲げる部局へ書面（ファクシミリ可）で質疑申請を行ってください。全ての質疑への回答は、入札情報サービスシステムの入札予定（公告）詳細情報で行います。

質疑提出締切日時 令和 2 年 3 月 4 日（水）12 時まで

結果回答 令和 2 年 3 月 12 日（木）17 時までに行います。

(2) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 入札の中止等

天災その他やむを得ない事由により入札又は開札を行うことができないときは、本入札を延期又は中止することがあります。

また、入札者が 1 者だけの場合は、本入札を中止又は延期することがあります。

なお、上記の場合における費用は、入札者の負担とします。

(5) 苦情申立て

参加資格の確認その他の手続に不服がある場合は、指定した発注機関の長に対して苦情申立てを行うことができます。

なお、政府調達に関する協定違反と判断される調達に関する苦情申立ては、政府調達に関する苦情の処理

手続（平成 26 年三重県告示第 292 号）に基づき、三重県政府調達苦情検討委員会（連絡先：出納局出納総務課（三重県政府調達苦情検討委員会事務局）、電話 059-224-2771）に行うことができます。

本件調達手続において、政府調達協定に係る苦情の申立てがあり、三重県政府調達苦情検討委員会が契約締結の停止等を要請した場合は、本件調達手続の停止等を行うことがあります。

- (6) 申請書又は提出書類に虚偽の記載をした場合は、不誠実な行為とみなし三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止を行うことがあります。
- (7) 本入札及び契約締結後において、不正又は不誠実な行為が判明した場合は落札資格停止、契約解除等の厳正な措置を講じます。
- (8) 本入札に係る詳細は、調達説明書（仕様書）によります。
- (9) 当該競争入札の落札決定の効果は、予算発効時において生じます。

9 Summary

- (1) Subject Matter of the Contract :
Reconstruction, operation and maintenance of an Identification Number Management System for Mie Prefecture
- (2) Bid Submission Deadline :
(Electronic submission via the internet)
Bids submitted electronically must be received by 3:00 P.M. on Thursday, April 16, 2020.
(Submission by registered mail)
Bids submitted by registered mail must be received at the appointed post office between Monday, April 13, 2020 and 3:00 P.M. on Thursday, April 16, 2020.
- (3) Date and Time for the Open Bidding :
The meeting for the open bidding will begin promptly at 3:10 P.M. on Monday, April 20, 2020.
- (4) Managing Authority :
Information System Management Division, Department of Regional Coordination, Mie Prefecture
13 Komei-cho, Tsu city, Mie, 514-8570, Japan
TEL: 059-224-2796 (Japanese only)

別記「落札候補者決定基準」

1 基本的な考え方

落札候補者の決定に当たっては、本県にとって最適な事業者を選定するため、提案内容の評価に入札価格の評価を加算する「総合評価方式」を採用し、合計点の最も高い入札者を落札候補者とします。

- (1) 提案内容の評価
提案内容を公平かつ客観的に評価するため提案内容の評価し、「技術評価点」を与えます。
- (2) 入札価格の評価
入札価格については、後に示す計算式に基づき、入札価格に対する「価格評価点」を与えます。
- (3) 技術評価点と価格評価点の比率
技術評価点と価格評価点の比率については、2対1とします。
- (4) 合計点の最も高い者が2以上あるとき（同点のとき）の対応
以下の順で落札候補者を決定します。
 - ア 入札者それぞれの「技術評価点」及び「価格評価点」が異なる場合
「技術評価点」が高い者を落札候補者とします。
 - イ 入札者それぞれの「技術評価点」及び「価格評価点」が同じ場合
「機能評価点」が高い者を落札候補者とします。また、「機能評価点」が同じ場合は、当該入札者間で三重県物件等電子調達システムを利用したくじ引きを実施し、落札候補者を決定します。

2 提案内容の評価

提案内容の評価は、「提案書評価基準表」に基づき提案内容の評価し「技術評価点」を与えます。

入札者の獲得する「技術評価点」は、「内容評価点（機能要件を除く、提案書の評価点）」と「機能評価点（機能要件の評価点）」の和となります。

技術評価点（1,600点）＝内容評価点（900点）＋機能評価点（700点）

3 内容評価点について

「内容評価点」の評価は、提案書の内容に基づき、以下の手順で行います。

(1) 大分類の設定及び配点

評価項目の大分類を設定し、「内容評価点」の満点を900点とし、以下のように配点を設定します。

ア 全体概要	: 105点
イ 基本要件	: 165点
ウ 開発管理要件	: 130点
エ 非機能要件	: 100点
オ ハードウェア・ソフトウェア要件	: 125点
カ データ移行等	: 135点
キ 運用保守	: 140点

(2) 項目評価点の考え方

評価項目単位の採点は0～5点までの6段階で採点します。

- ア 基準点より非常に優れた提案内容であれば「5点」とします。
- イ 基準点よりやや優れた提案内容であれば「4点」とします。
- ウ 基準点：標準的な提案内容であれば「3点」とします。
- エ 基準点よりやや劣る提案内容であれば「2点」とします。
- オ 基準点より非常に劣る提案内容であれば「1点」とします。
- カ 記述のない評価項目であれば「0点」とします。
- キ 技術提案書聴取会の内容を踏まえ採点します。

(3) 項目加重点の考え方

評価項目の重要度に応じて、1～10までの項目加重点を評価項目ごとに設定します。

(4) 内容評価点の計算

ア 内容評価点の計算は以下の計算式で算出します。

$$\begin{aligned} \text{項目評価点} &= \text{評価項目の評価点} \times \text{項目加重点} \\ \text{大分類評価点} &= \text{大分類内の項目評価点の合計} \\ \text{内容評価点} &= \text{大分類評価点の合計} \end{aligned}$$

- イ 「項目評価点」について、各委員が評価した点数を合計し、委員数で割った平均点とします。
- ウ 有効数字は、小数点以下1桁までを有効とし、小数点以下2桁目で四捨五入します。

4 機能評価点について

「機能評価点」の評価は、「機能要件一覧の評価」の提案者の記載に基づき、以下の手順で行います。ただし、技術提案書聴取会にて提案者の記載誤り、または認識誤りと判断された場合には、本県にて修正を行います。その場合、修正後の記載において評価を行うこととします。

(1) 評価点の考え方

「機能評価点」の満点を700点とし、以下のように配点を設定します。機能項目単位の採点は0～5点までの3段階もしくは4段階で評価します。

なお、下記「ア標準機能で実現する提案」として回答した機能については、パッケージシステムのバージョンアップに伴い、本県固有の改修費用が発生しない機能とします。

【必須機能】

- ア 標準機能で実現する提案は「5点」とします。
- イ カスタマイズもしくは受託者作業等で実現する提案は「3点」とします。
- ウ 一部でも実現できない機能が含まれる提案は「0点」とします。
- エ 対応しないもしくは記述のない提案は「0点」とします。

【任意機能】

- ア 標準機能で実現する提案は「4点」とします。
- イ カスタマイズもしくは受託者作業等で実現する提案は「2点」とします。
- ウ 一部でも実現できない機能が含まれる提案は「1点」とします。
- エ 対応しないもしくは記述のない提案は「0点」とします。

5 入札価格の評価

「価格評価点」の満点を800点とし、以下の計算式で算出します。

$$\text{価格評価点} = 800 \times (1 - X / K)$$

X：入札価格（円）

※ 令和2年度から令和7年度までの年度別価格の総合計が入札価格となります。

K：評価基準額（円）

※ 入札価格及び評価基準額については全て消費税及び地方消費税を含まない金額で計算を行います。

※ 有効数字は、小数点以下7桁目までを有効とし、小数点以下8桁目以降は切り捨てとします。

※ 入札価格の100分の10に相当する額を加算した金額（該当金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約金額の110分の100に相当する金額を記載するものとします。

6 落札候補者の決定方法

落札候補者の決定に当たっては、原則として「価格評価点」及び「技術評価点」の合計が最も高い者を落札候補者としますが、下記のいずれか1つでも該当する者は落札候補者としません。

(1) 内容評価点について

ア 「内容評価点」の合計が50%未満の場合には、落札候補者としません。

イ 重要項目について

本県が特に重要と考える項目を重要項目として設定します。「内容評価点」の合計が50%以上の場合であっても、重要項目が基準点に満たない場合には、落札候補者としません。なお、重要項目は「提案書評価基準表」で示します。

(2) 機能評価点について

本県が必須と考える項目を必須項目として設定し、その項目が一部でも実現できないと判断される場合もしくは記載のない場合には、落札候補者としません。

(3) 入札価格について

入札価格が、「調達説明書（仕様書）3」で示した評価基準額以内でない場合には、落札候補者としません。

次のとおり総合評価一般競争入札を行いますので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年三重県規則第84号）第5条の規定により公告します。

令和2年2月25日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 入札に付する事項

(1) 委託業務名

三重県C I O補佐業務委託

(2) 委託業務の特質等

委託業務に関し、三重県知事が調達説明書（仕様書）で指定する特質等を有することが必要です。

(3) 委託期間

契約締結の日から令和5年5月8日（月）までとします。

(4) 委託業務履行場所

三重県知事が調達説明書（仕様書）で指定する場所とします。

(5) 総合評価方式による一般競争入札

本入札は、物件関係における総合評価一般競争入札試行要領に基づき、入札時に、価格及び価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式による一般競争入札です。

(6) 評価基準額

57,375,000円（消費税及び地方消費税を含みません。）

※ 評価基準額は、予定価格ではありません。

2 入札参加者及び落札者に必要な資格

(1) 競争入札参加資格

ア 当該競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者でないこと。

(2) 落札資格

ア 三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領により資格（指名）停止を受けている期間中である者でないこと。

イ 三重県物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。

ウ 三重県税又は地方消費税を滞納している者でないこと。

3 入札に関する事項

- (1) 本入札は、三重県電子調達システム（物件等）（以下「調達システム」といいます。）を利用して行いますが、書面により入札に参加することもできます。
- (2) 本入札は、開札事務を調達システムで行うため、書面により入札に参加する場合であっても、調達システムの利用登録が必要です。
- (3) 調達システム利用登録者が調達システムにより入札に参加した場合は、書面による入札への途中変更はできません。
- (4) 調達システムの障害等やむを得ない事情が生じた場合は、書面による入札に変更することがあります。
- (5) 調達システムの運用については、「三重県物件等電子調達システム運用基準」によります。

4 入札者に求められる義務

入札に参加を希望する者は、事前に調達システムの利用登録申請を行い、(1)に掲げる申請書等を令和2年3月18日（水）12時までに、調達システムで入札する場合にあっては調達システムに登録し、書面による入札の場合にあっては7(1)の場所に提出し、入札参加資格確認結果の通知を受けなければなりません。また、技術提案書等を7(6)に掲げる日時、場所及び方法により提出してください。

落札候補者にあっては、入札実施後に(2)及び(3)の書類を令和2年4月27日（月）15時までに7(2)に示す場所に提出してください。

なお、提出した書類等について説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。

- (1) 三重県物件関係競争入札参加及び落札資格に関する要綱第4条第1項に定める申請
 - (2) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その3 未納税額のない証明用）」（所管税務署が過去6月以内に発行したものです。）の写し（提示可）
 - (3) 三重県内に本店又は営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」（三重県の県税事務所が過去6月以内に発行したものです。）の写し（提示可）
- ### 5 技術提案書の作成について
- 提案書記入要領に基づき作成してください。
- ### 6 技術提案書聴取会の実施について
- (1) 評価基準表に沿って技術提案書聴取会を行いますので、プロジェクトリーダー予定者の出席をお願いします。
 - (2) 詳細は7(7)に示す日程及び方法により実施します。

7 入札手続等に関する事項

- (1) 担当部局
〒514-8570 三重県津市広明町13番地
三重県地域連携部地域連携総務課予算経理班 担当 向谷
電話 059-224-2717 ファクシミリ 059-224-2219
- (2) 契約条項を示す場所
〒514-8570 三重県津市広明町13番地
三重県地域連携部情報システム課システム企画班 担当 前田
電話 059-224-2796 ファクシミリ 059-224-2418
- (3) 調達システム担当部局
〒514-8570 三重県津市広明町13番地
三重県出納局会計支援課企画支援班 システム担当
電話 059-224-2785/2787 ファクシミリ 059-224-2784
- (4) 調達説明書（仕様書）の配布方法
本公告日から令和2年3月18日（水）まで調達システムにより提供します。
- (5) 入札参加資格確認結果の通知
令和2年3月26日（木）17時までに通知します。
- (6) 技術提案書等提出の日時及び方法等

ア 日時

令和2年3月27日（金）から同年4月2日（木）17時15分まで

イ 場所

〒514-8570 三重県津市広明町13番地
三重県地域連携部情報システム課システム企画班

ウ 方法

提案書等の提出方法については、原則、郵送とします。郵送による場合は、一般書留郵便又は簡易書留郵便としてください。

ただし、梱包重量制限により郵送できない場合は、持参によることも認めることとしますが、その場合はあらかじめ、7(1)に掲げる担当部局に持参する日時について調整を行ってください。

また、郵送とする場合は封筒等の外側に「三重県C I O補佐業務委託提案書等在中」と記載してください。

(7) 技術提案書聴取会の実施

ア 日程は次のとおりです。

なお、提案者が多数の場合は日程を追加する場合があります。

令和2年4月16日（木）予定

イ 具体的な日時及び場所は後日連絡します。

ウ 技術提案書聴取会の所要時間は30分とし、うち説明は15分以内とします。

エ 出席者は、6(1)のプロジェクトリーダー予定者を含め3名以内とします。

(8) 入札書提出の日時及び場所

ア 調達システムによる入札書受付期間は、以下のとおりです。

入札参加資格確認結果の通知の日から令和2年4月20日（月）15時まで

イ 書面による入札の場合は、一般書留郵便又は簡易書留郵便により、調達案件名を記載の上、三重県庁内郵便局留で郵送してください。

提出締切日時 令和2年4月20日（月）15時

なお、入札書は令和2年4月13日（月）から同月20日（月）15時までの間に到着するように郵送してください。

送付先

〒514-0006 三重県津市広明町13番地

宛 先 三重県庁内郵便局留め

受取人 三重県地域連携部地域連携総務課予算経理班

案件名 「三重県C I O補佐業務委託」入札書在中

(9) 開札の日時及び場所

日時 令和2年4月21日（火）15時10分

場所 三重県津市広明町13番地

三重県地域連携部地域連携総務課予算経理班

(10) 入札方法等に関する事項

ア 入札書の記載

入札書の記載に当たっては、入札書に記載された金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって契約金額としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の110分の100に相当する金額を記載するものとします。

イ 入札保証金

入札保証金は、入札価格の100分の5以上の額とします。ただし、三重県会計規則（平成18年三重県規則第69号。以下「規則」といいます。）第67条第2項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

ウ 契約保証金

契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とします。ただし、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者（以下これらを「更生（再生）手続中の者」といいます。）のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者（会社更生法第199条第1項の更生計画の認可又は民事再生法第

174 条第 1 項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限り、納付する契約保証金の額は、契約金額の 100 分の 30 以上とします。

また、規則第 75 条第 4 項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。ただし、規則第 75 条第 4 項第 1 号、第 2 号又は第 4 号に該当するものを除き、更生（再生）手続中の者については、契約保証金を免除しません。

エ 落札候補者の決定方法

落札候補者は、規則第 65 条の規定により定められた予定価格の制限の範囲内において、別記「落札候補者決定基準」に規定する合計点が最も高く、かつ、同基準に規定する要件を満たす者となります。

オ 入札の無効

本公告に示した入札参加者及び落札者に必要な資格のない者、入札者に求められる義務を履行しなかった者並びに規則第 71 条各号のいずれかに該当する者の提出した入札書は、無効とします。

8 その他

(1) 入札に関する質疑応答の実施

当該入札に質疑（入札手続、参加資格、仕様内容、契約内容等の入札又は契約に関する一切の事項）がある場合は、以下の質疑提出締切日時までに電子入札システム質疑応答機能から質疑等を行ってください。ただし、書面による入札者にとっては、当該締切日時までに 7(1)に掲げる部局へ書面（ファクシミリ可）で質疑申請を行ってください。全ての質疑への回答は、入札情報サービスシステムの入札予定（公告）詳細情報で行います。

質疑提出締切日時 令和 2 年 3 月 4 日（水）12 時まで

結果回答 令和 2 年 3 月 12 日（木）17 時までに行います。

(2) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 入札の中止等

天災その他やむを得ない事由により入札又は開札を行うことができないときは、本入札を延期又は中止することがあります。

また、入札者が 1 者だけの場合は、本入札を中止又は延期することがあります。

なお、上記の場合における費用は、入札者の負担とします。

(5) 苦情申立て

参加資格の確認その他の手続に不服がある場合は、指定した発注機関の長に対して苦情申立てを行うことができます。

なお、政府調達に関する協定違反と判断される調達に関する苦情申立ては、政府調達に関する苦情の処理手続（平成 26 年三重県告示第 292 号）に基づき、三重県政府調達苦情検討委員会（連絡先：出納局出納総務課（三重県政府調達苦情検討委員会事務局）、電話 059-224-2771）に行うことができます。

本件調達手続において、政府調達協定に係る苦情の申立てがあり、三重県政府調達苦情検討委員会が契約締結の停止等を要請した場合は、本件調達手続の停止等を行うことがあります。

(6) 申請書又は提出書類に虚偽の記載をした場合は、不誠実な行為とみなし三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止を行うことがあります。

(7) 本入札及び契約締結後において、不正又は不誠実な行為が判明した場合は落札資格停止、契約解除等の厳正な措置を講じます。

(8) 本入札に係る詳細は、調達説明書（仕様書）によります。

(9) 当該競争入札の落札決定の効果は、予算発効時において生じます。

9 Summary

(1) Subject Matter of the Contract :

Outsourcing of Assistance to Chief Information Officer

(2) Bid Submission Deadline :

(Electronic submission via the internet)

Bids submitted electronically must be received by 3:00 P.M. on Monday, April 20, 2020.

(Submission by registered mail)

Bids submitted by registered mail must be received at the appointed post office between Monday, April 13, 2020 and 3:00 P.M. on Monday, April 20, 2020.

(3) Date and Time for the Open Bidding :

The meeting for the open bidding will begin promptly at 3:10 P.M. on Tuesday, April 21, 2020.

(4) Managing Authority :

Information System Management Division, Department of Regional Coordination, Mie Prefecture
13 Komei-cho, Tsu city, Mie, 514-8570, Japan
TEL: 059-224-2796 (Japanese only)

別記「落札候補者決定基準」

1 基本的な考え方

落札候補者の決定に当たっては、本県にとって最適な事業者を選定するため、提案内容の評価に入札価格の評価を加算する「総合評価方式」を採用し、合計点の最も高い入札者を落札候補者とします。

(1) 提案内容の評価

提案内容を公平かつ客観的に評価するため提案内容の評価し、「技術評価点」を与えます。

(2) 入札価格の評価

入札価格については、後に示す計算式に基づき、入札価格に対する「価格評価点」を与えます。

(3) 技術評価点と価格評価点の比率

技術評価点と価格評価点の比率については、3対1とします。

(4) 合計点の最も高い者が2以上あるとき（同点のとき）の対応

以下の順で落札候補者を決定します。

ア 入札者それぞれの「技術評価点」及び「価格評価点」が異なる場合
「技術評価点」が高い者を落札候補者とします。

イ 入札者それぞれの「技術評価点」及び「価格評価点」が同じ場合

当該入札者間で三重県物件等電子調達システムを利用したくじ引きを実施し、落札候補者を決定します。

2 提案内容の評価

提案内容の評価は、以下の手順で行います。

(1) 大分類の設定

ア 基本方針：基本的な考え方、業務の理解度

イ 業務要件：業務要件に対する考え方

ウ 実施体制：入札者の実績、資格、得意分野に係る部分

エ 進行管理：入札者の進行管理能力に係る部分

(2) 大分類配点

「技術評価点」の満点を60点として、次のように点数を配点します。

ア 基本方針：5点（1項目）

イ 業務要件：35点（7項目）

ウ 実施体制：15点（3項目）

エ 進行管理：5点（1項目）

(3) 項目評価点の考え方

評価項目単位の採点は0～5までの以下の6段階で採点します。

ア 基準点より非常に優れた提案内容であれば「5点」とします。

イ 基準点よりやや優れた提案内容であれば「4点」とします。

ウ 基準点：標準的な提案内容であれば「3点」とします。

エ 基準点よりやや劣る提案内容であれば「2点」とします。

オ 基準点より非常に劣る提案内容であれば「1点」とします。

カ 記述のない評価項目であれば「0点」とします。

キ 技術提案書聴取会の内容を踏まえ採点します。

※ 「項目評価点」について、各委員が評価した点数を合計し、委員数で割った平均点とします。

※ 有効数字は、小数点以下1桁までを有効とし、小数点以下2桁目で四捨五入します。

3 入札価格の評価

「価格評価点」の満点を20点とし、以下の計算式で算出します。

「価格評価点」＝ $20 \times (1 - X / K)$

X：入札価格（円）

※ 令和2年度から令和5年度までの年度別価格の総合計が入札価格となります。

K：評価基準額（円）

※ 入札価格及び評価基準額については全て消費税及び地方消費税を含まない金額で計算を行います。

※ 有効数字は、小数点以下7桁目までを有効とし、小数点以下8桁目以降は切り捨てとします。

※ 入札価格の100分の10に相当する額を加算した金額（該当金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約金額の110分の100に相当する金額を記載するものとします。

4 落札候補者の決定方法

落札候補者の決定に当たっては、原則として「価格評価点」及び「技術評価点」の合計が最も高い者を落札候補者としますが、下記の要件をいずれか1つでも満たさない者は落札候補者としません。

- (1) 入札価格が、「調達説明書（仕様書）3」で示した評価基準額以内であること。
- (2) 技術評価点が36点以上であること。
- (3) 技術評価点のうち、個別評価項目において0点がないこと。

発行 三 重 県

三重県津市広明町13番地
三重県総務部法務・文書課
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <http://www.pref.mie.lg.jp/>
